

議案第 6 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成27年2月18日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」  
に対する意見

議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につ  
いては、異議ありません。

様式 4

## 提出議案の概要

### 【議案名】

乙第1号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

### 【議案提出の理由】

教員の業務内容の特殊性を勘案し、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員特殊業務手当の支給額を改める必要がある。

### 【議案の概要】

1 教員が次の表に掲げる特殊業務に従事した場合に支給される特殊勤務手当の額を改める。

条例 第40条 第1項	特殊勤務手当の支給対象業務	支給額		
		現 行	改定予定額	
第1号	学校管理下で行う緊急業務 (非常災害時等の緊急業務)	ア 非常災害発生時等の児童生徒の保護業務又は緊急の防災若しくは復旧業務	6,400円/日	8,000円/日
		アのうち、被害が特に甚大な非常災害で「人事委員会が認める業務」	12,800円/日	16,000円/日
		イ 児童生徒の負傷、疾病等に伴う救急業務	6,000円/日	7,500円/日
		ウ 児童生徒の緊急の補導業務	6,000円/日	7,500円/日
第2号	修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画・実施するものに限る)において児童生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの(人事委員会規則により「移動教室その他これに相当するもの」を含む。)	3,400円/日	4,250円/日	
第3号	人事委員会規則で定める対外運動競技等において児童生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	3,400円/日	4,250円/日	
第4号	学校における教育活動として、その管理下において行われる部活動における児童生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	2,400円/日	3,000円/日	

2 施行期日

平成27年4月1日

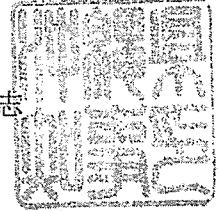
<p>沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成18年沖縄県条例第65号) 新旧対照表</p>	<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>(教員特殊業務手当) 第40条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員(給与条例第5条第1項第4号イの教育職給料表(2)又は同号ウの教育職給料表(3)の適用を受ける職員(校長、副校長及び教頭を除く。)に限る。)が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。 (1) 学校の管理下において緊急に行う業務で次に掲げるもの ア 非常災害(異常な自然現象による災害又は大規模な火事その他の人事委員会規則で定める事故による災害をいう。)発生時その他の人事委員会規則で定める状況の下における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護の業務又は緊急の防災若しくは復旧の業務(人事委員会規則で定める業務に限る。)</p>	<p>(教員特殊業務手当) 第40条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員(給与条例第5条第1項第4号イの教育職給料表(2)又は同号ウの教育職給料表(3)の適用を受ける職員(校長、副校長及び教頭を除く。)に限る。)が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。 (1) 学校の管理下において緊急に行う業務で次に掲げるもの ア 非常災害(異常な自然現象による災害又は大規模な火事その他の人事委員会規則で定める事故による災害をいう。)発生時その他の人事委員会規則で定める状況の下における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護の業務又は緊急の防災若しくは復旧の業務(人事委員会規則で定める業務に限る。)</p>	<p>(教員特殊業務手当) 第40条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員(給与条例第5条第1項第4号イの教育職給料表(2)又は同号ウの教育職給料表(3)の適用を受ける職員(校長、副校長及び教頭を除く。)に限る。)が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。 (1) 学校の管理下において緊急に行う業務で次に掲げるもの ア 非常災害(異常な自然現象による災害又は大規模な火事その他の人事委員会規則で定める事故による災害をいう。)発生時その他の人事委員会規則で定める状況の下における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護の業務又は緊急の防災若しくは復旧の業務(人事委員会規則で定める業務に限る。)</p>
<p>イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務 (2) 学校が計画し、かつ、実施する修学旅行、林間学校、臨海学校その他の人事委員会規則で定める学校行事において児童又は生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を伴うもの (3) 人事委員会規則で定める運動競技会等において児童又は生徒を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日(次号及び第5号において「週休日」という。)、勤務時間条例第7条に規定する休日若しくは勤務時間条例第7条の2第1項に規定する休日の代休日(次号及び第5号において「休日等」という。)に行うもの (4) 部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる教育活動として行われる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導の業務(人事委員会規則で定</p>	<p>イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務 (2) 学校が計画し、かつ、実施する修学旅行、林間学校、臨海学校その他の人事委員会規則で定める学校行事において児童又は生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を伴うもの (3) 人事委員会規則で定める運動競技会等において児童又は生徒を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日(次号及び第5号において「週休日」という。)、勤務時間条例第7条に規定する休日若しくは勤務時間条例第7条の2第1項に規定する休日の代休日(次号及び第5号において「休日等」という。)に行うもの (4) 部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる教育活動として行われる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導の業務(人事委員会規則で定</p>	<p>イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務 (2) 学校が計画し、かつ、実施する修学旅行、林間学校、臨海学校その他の人事委員会規則で定める学校行事において児童又は生徒を引率して行う指導の業務で宿泊を伴うもの (3) 人事委員会規則で定める運動競技会等において児童又は生徒を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日(次号及び第5号において「週休日」という。)、勤務時間条例第7条に規定する休日若しくは勤務時間条例第7条の2第1項に規定する休日の代休日(次号及び第5号において「休日等」という。)に行うもの (4) 部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる教育活動として行われる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導の業務(人事委員会規則で定</p>

<p>める業務に限る。) で週休日、休日等又は休日等に当たると日以外の正規の勤務時間(4時間)である日に行うもの(前号に掲げる業務を除く。)</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たると日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うものは休日等に当たると日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号アの業務 <u>6,400円</u> (被害が特に甚大な非常災害(人事委員会が認めるものに限る。)) の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、<u>12,800円</u>)</p> <p>(2) 前項第1号イ及びウの業務 <u>6,000円</u></p> <p>(3) 前項第2号及び第3号の業務 <u>3,400円</u></p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>2,400円</u></p> <p>(5) 前項第5号の業務 900円</p>	<p>める業務に限る。) で週休日、休日等又は休日等に当たると日以外の正規の勤務時間(4時間)である日に行うもの(前号に掲げる業務を除く。)</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たると日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うものは休日等に当たると日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号アの業務 <u>8,000円</u> (被害が特に甚大な非常災害(人事委員会が認めるものに限る。)) の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、<u>16,000円</u>)</p> <p>(2) 前項第1号イ及びウの業務 <u>7,500円</u></p> <p>(3) 前項第2号及び第3号の業務 <u>4,250円</u></p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>3,000円</u></p> <p>(5) 前項第5号の業務 900円</p>
--	--

総人第1245号  
平成27年2月9日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県知事 翁 長 雄 志



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。

